

子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について

1. 概要

子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可」を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として「確認」することにより、給付による財政支援の対象となります。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うこととなります。

2. 利用定員の設定

(1) 教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）

特定教育・保育施設であることの確認は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 3 1 条第 1 項の規定により、教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分（1号・2号・3号）ごとの利用定員を定めて市が行います。

(2) 地域型保育事業者（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

特定地域型保育事業者であることの確認は、法第 4 3 条第 1 項の規定により、地域型保育事業を行う事業所ごとに 3 号認定子どもの利用定員を定めて市が行います。

3. 審議会（法第 7 7 条第 1 項）または合議制機関の意見聴取

(1) 教育・保育施設

法第 3 1 条第 2 項の規定により、あらかじめ審議会又は合議制機関の意見を聴かなければならないと定められています。

(2) 地域型保育事業者

法第 4 3 条第 3 項の規定により、あらかじめ審議会又は合議制機関の意見を聴かなければならないと定められています。

4. 都道府県協議

法第 3 1 条第 3 項の規定により、市が、教育・保育施設の確認にあたり利用定員を定めようとするときは、あらかじめ都道府県知事へ協議を行わなければならないと定められています。なお、地域型保育事業者については、法令上都道府県知事への協議は定められていません。

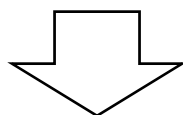
5. 利用定員設定の考え方

- (1) 教育・保育施設の利用定員は、20人以上です（幼稚園は適用なし）。地域型保育事業については、家庭的保育は1人以上、小規模保育は6人以上です。
- (2) 利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定されます。
- (3) 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応を行います。
 - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定することとします。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れが可能です。（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
 - ・恒常的な利用定員の超過については、公定価格の調整の対象となり、（減算措置）利用定員増の監督の対象となります。
 - ・年度当初から利用定員を上回る事があらかじめ見込まれる場合や利用定員を上回る状況が恒常化している場合には、適切に利用定員を見直します。

6. 認定こども園化に伴う利用定員の設定

平成29年4月から、市内5施設が幼保連携型認定こども園に、1施設が保育所型認定こども園に移行します。利用定員は下表のとおりです。

施設名		認可定員	利用定員				
			計	1号	2号	3号	
						0歳	1、2歳
保育所	くるみ保育園	60	40		25	3	12
	南線光の子保育園	120	120		60	15	45
	友愛保育園	60	60		32	6	22
	まきば保育園	60	60		32	6	22
幼稚園	花川北陽幼稚園	180					
小規模	石狩たんぼぼ保育園	19	19			6	13



(平成29年4月～)

幼保連携型	認定こども園 くるみ保育園	55	55	15	22	3	15
	認定こども園・ ひかりのこ いしかり	210	185	35	70	25	55
	友愛認定こども園	66	66	6	32	6	22
	まきば認定こども園	66	66	6	32	6	22
	花川北陽 認定こども園	180	125	105	2	2	16
保育所型	石狩たんぼぼ 認定こども園	108	108	3	75	6	24

7. 利用定員の変更

下表の3園から利用定員を変更する申請（届出）がありました。内容としては、利用実態に応じた定員数に変更するため、利用定員を増加又は減少するものです。

※確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合は、審議会等の意見を聴くことは義務付けられておりません。また、都道府県協議は必要（地域型は除く。）となります。

施設名		認可定員	利用定員				
			計	1号	2号	3号	
						0歳	1、2歳
認定こども園ミナクル幼稚園	変更前	260	260	240	2	2	16
	変更後	320	320	300	2	2	16
こども保育園つばき（地域枠）	変更前	3	3			1	2
	変更後	6	6			2	4
緑苑台子どもの家保育園	変更前	80	80		41	6	33
	変更後	80	70		42	6	22

8. 子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」との比較

【別表1】 教育・保育施設等に係る利用定員（平成29年4月予定・石狩地区）

【別表2】 計画値（確保方策）との比較（石狩地区）

【別表1】 教育・保育施設等に係る利用定員（平成29年4月予定・石狩地区）

上段：変更後、下段カッコ内：変更前

施設名		認可定員	利用定員				
			計	1号	2号	3号	
						0歳	1、2歳
幼稚園	花川マリア幼稚園	120	75	75			
保育所	石狩仲よし保育園	90	90		49	9	32
	緑苑台子どもの家 保育園	80 (80)	70 (80)		42 (41)	6 (6)	22 (33)
認定こども園	花川南認定こども園	240	225	105	69	9	42
	えるむ認定こども園	105	105	15	51	6	33
	えるむの森 認定こども園	105	105	15	51	6	33
	認定こども園 花川わかば幼稚園	180	110	90	2	2	16
	認定こども園 ミナクル幼稚園	320 (260)	320 (260)	300 (240)	2 (2)	2 (2)	16 (16)
	認定こども園 くるみ保育園	55 (60)	55 (40)	15 (-)	22 (25)	3 (3)	15 (12)
	認定こども園・ ひかりのこ いしかり	210 (120)	185 (120)	35 (-)	70 (60)	25 (15)	55 (45)
	花川北陽 認定こども園	180 (180)	125 (180)	105 (180)※	2 (-)	2 (-)	16 (-)
	友愛認定こども園	66 (60)	66 (60)	6 (-)	32 (32)	6 (6)	22 (22)
	まきば認定こども園	66 (60)	66 (60)	6 (-)	32 (32)	6 (6)	22 (22)
	石狩たんぽぽ 認定こども園	108 (19)	108 (19)	3 (-)	75 (-)	6 (6)	24 (13)
地域型	こども保育園つばき (地域枠)	6 (3)	6 (3)			2 (1)	4 (2)
合計		1,931 (1,682)	1,711 (1,532)	770 (720)	499 (414)	90 (77)	352 (321)
増減		249	179	50	85	13	31

※花川北陽認定こども園の変更前の利用定員については、認可定員を記載

参考) H29年4月利用見込み	1,623	733	450	36	404
-----------------	-------	-----	-----	----	-----

※H28年4月からH29年2月までの利用児童の増加率は115.7%

【別表 2】 計画値（確保方策）との比較（石狩地区）

		平成 29 年度					
		1号	2号	3号		合計	
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳		
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り		
計画値	① 量の見込み(必要利用定員総数)	673	458	57	330		1,518
	②確保の内容	教育・保育施設	690	460	66	298	1,514
		地域型保育			6	13	19
		認可外保育施設		3		19	22
	②－①		17	5	15	0	37
変更後	③確保の内容	教育・保育施設	770	499	88	348	1,705
		地域型保育			2	4	6
		認可外保育施設					
	③－①		97	41	33	22	193
比較	③－②	教育・保育施設	80	39	22	50	191
		地域型保育			-4	-9	-13
		認可外保育施設		-3	0	-19	-22

【参考】量の見込みと実績（利用児童数）の比較

(石狩地区)

		1号	2号	3号		合計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1、2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
H26	量の見込み	-	-	-	-	-
	実績	763	530	79	263	1,635
H27	量の見込み a	723	492	57	350	1,622
	実績 b	718	493	99	289	1,599
	かい離(b/a)	-0.7%	0.2%	73.7%	-17.4%	-1.4%
H28	量の見込み a	705	480	60	239	1,574
	実績 b	772	453	115	317	1,657
	かい離(b/a)	9.5%	-5.6%	91.7%	32.6%	5.3%

※実績：市民利用者数（市民の市外施設利用、新制度に移行していない幼稚園を含む）

※実績：1号は各年5月1日現在、2、3号は各年10月1日現在

【参考】実際の提供体制（確保の内容）と実績（利用児童数）の比較

(石狩地区)

		1号	2号	3号		合計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1、2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
H26	提供体制	-	-	-	-	-
	実績	763	530	79	263	1,635
H27	提供体制 a	690	410	72	287	1,459
	実績 b	718	493	99	289	1,599
	充足率(b/a)	104.1%	120.2%	137.5%	100.7%	109.6%
H28	提供体制 a	720	414	77	321	1,532
	実績 b	772	453	115	317	1,657
	充足率(b/a)	107.2%	109.4%	149.4%	98.8%	108.2%

※提供体制は各年4月1日現在